

# 岐阜市立第二恵光電気需給仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 岐阜市立第二恵光で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市西島町4番24号
- (3) 供給建物 岐阜市立第二恵光
- (4) 業種及び用途 官公庁（障害者支援施設）

## 2 仕様

- (1) 供給電気方式等
  - ア 電気方式 交流三相三線式 予備線なし
  - イ 標準電圧 6, 600V
  - ウ 標準周波数 60Hz
  - エ 受電設備容量 150 kVA
  - オ 非常用自家発電設備 32 kVA、220V 系統連系なし
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
  - ア 別紙のとおり
- (3) 供給期間
  - 令和2年12月の検針日から令和3年12月の検針日の前日まで
- (4) 電力計及び検針方法
  - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
  - イ 検針日 5日（検針日程 05） 午前0:00
- (5) 需給地点
  - 構内第1柱AOG 受電設備1階屋内キュービクル
- (6) 電気工作物の財産分界点
  - 構内第1柱AOG 電源側接続点
- (7) 保安上の責任分界点
  - 電気工作物の財産分界点に同じ。
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

## 3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
  - ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
  - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）  
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）
  - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
  - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
  - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
  - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
  - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

- ク 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は岐阜市立第二恵光へ送付すること。

(3) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(4) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

## 予定使用電力量等

供給年月		使用電力量(kWh)			
		夜 間	昼 間	重負荷	合計
令和2年	12月	18,000	20,000		38,000
令和3年	1月	18,000	22,000		40,000
令和3年	2月	18,000	20,000		38,000
令和3年	3月	17,000	21,000		38,000
令和3年	4月	15,000	15,000		30,000
令和3年	5月	15,000	20,000		35,000
令和3年	6月	15,000	18,000		33,000
令和3年	7月	20,000	17,000	13,000	50,000
令和3年	8月	20,000	15,000	14,000	49,000
令和3年	9月	15,000	18,000	13,000	46,000
令和3年	10月	14,000	16,000		30,000
令和3年	11月	15,000	18,000		33,000
合計		200,000	220,000	40,000	460,000

- ※ 予定契約電力は、109kWとしている。
- ※ 予定平均力率は、100%とする。
- ※ 使用電力はいずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。
- ※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とし、夏季の10時から17時までを重負荷時間としている。

昼間時間は8時から22時までの時間（重負荷時間を除く。）、夜間時間は重負荷時間および昼間時間以外の時間としている。

休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日）は、終日夜間時間の料金を適用している。